

平成28年10月19日
株式会社日本政策金融公庫

平成28年度 第2次補正予算成立に伴う融資制度等の拡充について

日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、平成28年度第2次補正予算成立に伴い、中小企業・小規模事業者や農林漁業者などの皆さまへの支援を強化するため、融資制度等を以下のとおり拡充しましたのでお知らせします。

主な拡充内容

（取扱事業：国民…国民生活事業、農林…農林水産事業、中小…中小企業事業）

1 セーフティネット貸付制度の拡充

- （1）「経営環境変化対応資金」について、従業員の雇用の維持・拡大を図る方に対する金利の引下げ（国民、中小）
- （2）「農林漁業セーフティネット資金」について、雇用の維持を図る中心経営体等に対する実質無利子化措置の創設（農林）

2 「新事業活動促進資金」の拡充（国民、中小）

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方を貸付対象に追加

3 「生活衛生貸付」の拡充（国民）

訪日外国人旅行者（インバウンド）対応を行う生活衛生関係の事業を営む方に対する金利の引下げ

4 「スーパーL資金」の実質無利子化措置等の融資枠追加（農林）

- （1）規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等に対する実質無利子化措置の融資枠の追加
- （2）（1）の実質無利子化措置を受ける方のうち、担保提供が困難であって、事業性評価により十分な経営能力等を有することが確認された方に対する実質無担保・無保証人措置の融資枠の追加

融資制度の主な拡充内容(拡充箇所は下線部分)

○経営環境変化対応資金の概要（国民、中小）

融資対象者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】 4,800万円 【中小企業事業】 7億2,000万円
融資期間 (据置期間)	設備資金 15年以内(3年以内) 運転資金 8年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、運転資金に限り、次の要件に該当する方については、それぞれに定める利率 1 従業員の雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、「 <u>基準利率-0.2%</u> 」 2 次のいずれの要件も満たす場合は、「基準利率-0.2%」 (1) 認定経営革新等支援機関又は公庫の経営指導を受けて事業計画書を作成すること。 (2) 最近の決算期において、債務負担が重く経営の改善に迫られていること。 3 1及び2のいずれの要件にも該当する場合は、「 <u>基準利率-0.4%</u> 」

○農林漁業セーフティネット資金の概要（農林）

融資対象者	社会的又は経済的環境変化その他の農林漁業者の責に期すことができない事由により経営状況が悪化している農林漁業者
資金使途	運転資金
融資限度額	一般 600百万円、特認 年間経営費等の3/12以内
融資期間 (据置期間)	10年以内(3年以内)
その他	以下の(1)～(3)のすべてを満たす方を対象として、貸付当初5年間の実質無利子化措置(注)を創設します(融資枠100億円)。 <u>(1) 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者</u> <u>(2) 次の①～③に掲げる条件のいずれかに該当すること</u> ①自ら又は出荷先が農産物の輸出に取り組んでいること ②自ら又は出荷先が農産物を加工するとともにその加工品の輸出に取り組んでいること ③農産物及びその加工品の販売によって得た粗収益のうち、過半が実需者又は消費者との直接取引によること <u>(3) 現在常時雇用している従事者の維持を図ること</u> (注)日本公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分はお客さまの負担となります。

○「新事業活動促進資金」の概要（国民、中小）

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方など ※中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方を追加
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） 【中小企業事業】 7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）
融資期間 (据置期間)	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方が必要とする設備資金（土地を除く）については、「基準利率-0.9%」（中小企業事業のみ2億7,000万円上限）

○「生活衛生貸付（インバウンド対応関連）」の概要（国民）

融資対象者	生活衛生関係の事業を営む方であって、訪日外国人旅行者対応を行う方	
	振興事業貸付（※）	一般貸付
資金使途	設備資金、運転資金	設備資金
融資限度額	設備資金 1億5,000万円～7億2,000万円 （業種により異なります。） 運転資金 5,700万円	設備資金 7,200万円～4億円 （業種により異なります。）
融資期間 (据置期間)	設備資金 20年以内。ただし、店舗・宿泊施設の新設及び増改築にかかるものは、 <u>30年以内（2年以内）</u> 運転資金 7年以内（2年以内）	設備資金 13年以内。ただし、一般公衆浴場業は30年以内（1年以内。ただし、融資期間が7年超の場合は2年以内）
利率	設備資金「 <u>基準利率-1.05%</u> 」 運転資金「 <u>基準利率-0.65%</u> 」	設備資金「 <u>基準利率-0.65%</u> 」

※ 振興事業貸付は、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方がご利用いただける制度です。

○「スーパーL資金」の概要（農林）

融資対象者	認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）
資金使途	農業経営改善計画の達成に必要な設備資金（農地含む）及び長期運転資金
融資限度額	【個人】3億円（特認6億円）、【法人】10億円（特認20億円）
融資期間 (据置期間)	25年以内（10年以内）
その他	<p>（1）<u>人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画（経営展開計画）を策定した方を対象とした、貸付当初5年間の実質無利子化措置（注1）の融資枠を追加します（追加融資枠1,000億円）。</u></p> <p>（2）（1）の実質無利子化措置を受ける方のうち、次のいずれかに該当する担保の提供が困難な方であって、十分な事業性があることが確認された方（事業性評価融資）を対象とした、実質無担保・無保証人貸付（注2）の融資枠を追加します（追加融資枠200億円）。</p> <p>①農地中間管理機構から農地を借り入れて事業を実施している方 ②事業用資産の概ね2分の1以上を借り入れて事業を実施している方 ③融資対象物件を担保に提供することができない事業を行う方</p> <p>（注1）日本公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分はお客さまの負担となります。</p> <p>（注2）担保については、原則として融資対象物件に限り、保証人については、原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみとする制度です。</p>